## 介護保険 主治医意見書作成料請求書

令和 年 月分

被保険者番号 事業所番号   (フリガナ) 事業所番号	0 7 1
(フリガナ) 被 保 氏名 険	
後 保 氏名	rn i
<u> </u>	印
4   1   4   1   1   1	
者   1明治 2大正 3昭和	
月日	
<del>-                                    </del>	
作成依頼日 令和 年 月 日 依頼番号 保険	
意見書作成日 令和	
	$\overline{}$
意見書作成料 種別 1 在宅 2 施設 1 新規 2 継続 金 額	円
内。    点 数    摘    要	
診 初 診   断 胸部単純X線撮影	
断 · 胸部単純X線撮影	
検 検 血液一般検査	
検   検   血液一般検査   査   血液化学検査   用   Runal w 類字性・判字景体本	
用 尿中一般物質定性・判定量検査 尿中一般物質定性・判定量検査	
合 計 点数合計×10円	円
意 見 書 料 <u>意 見 書 料</u>	円
請診断・検査費用	円
x	円
ボ 額   消費税   合計	円 円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診療・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。 (※初診料 2.880円(2019年度診療報酬単価に基づき))

設

4,000円

3,000円

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

5,000円

4.000円

新規申請者

継続申請者

·胸部単純X線撮影·血液一般検査·血液化学検査·尿中一般物質定性·判定量検査